

第 212 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル 8F
TEL 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
http://www.maeda-cpa.com/

平成 21 年 2 月 10 日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 211 回

いつまで続くか、この不景気状態は・・・ですね。

予測ができず、皆さんが苦しんでおられます。
こんな時やれることは、いつもいいですが、

1. とにかく金集め
2. 特徴を生かすこと
そして一致団結した販売
3. ムダ使いの排除
4. 回収不能債権をつかまないこと
5. 勉強、教育

しかありませんね。

そして、

死中活ですね。

- 窮すれば通ず、死地に入って死ぬ気でやれば意外に活路が開けてくる
 - ピンチのときこそチャンスあり
- ですね。

死力を尽くして壁を乗り越えましょう！！
希望を持ちましょう！！

前田の《今人生を語る》第 117 回

めざめよ日本人³⁹

リーダーの心得を少し・・・

- ① 部下の意見をよく聞き、その意見を採用し、やる気を起こさせよう
- ② 今こそ臨機応変、チャンスの前駆的現象を察知して対処しよう
- ③ 信賞必罰の権利はリーダー特有の権利、しっかり対処しよう
- ④ 今こそ長期的展望に立って、現前の問題に対処せよ
- ⑤ 信をもって貫き、議をもって裁け

今の日本、見識を持って対処しなければ負けてしまいますね

確定申告における「平成 20 年 8 月末豪雨」の雑損控除について

喜田 洋通

平成 20 年度の確定申告の時期になりました。そこで今回は、東海地方に大きな被害をもたらした「平成 20 年 8 月末豪雨」の雑損控除について説明します。

大雨等の災害によって、住宅や家財等に損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、又は「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。ここでは、所得税法に定める雑損控除の額を計算する場合における住宅・家財等の損失額の算定方法を説明します（ただし、「平成 20 年 8 月末豪雨」により被災された方に限りません。）。

1. 住宅・家財等の損失額の算定方法について

災害により被害を受けた住宅又は家財等の損失額の計算については、その損失が生じた時の直前におけるその資産の時価（被害を受けた資産を、被害を受ける直前の状態で売買することとした場合の時価をいいます。）を基として、個々に損失額を計算することとされています。

しかし、「平成 20 年 8 月末豪雨」により損失を受けた資産に限り、個々に損失額を計算することが困難な場合には、便宜的に次のような合理的な算定方式により計算しても差し支えありません。

また、保険金、共済金、その他これらに類するものにより補てんされる金額がある場合には、その保険金等を差し引いた後の金額が損失額となります。

$(\text{被災直前の時価相当額}) \times \text{被害割合} - (\text{保険金などで補填される金額}) = \text{雑損失}$

※ ただし、被災直前の時価相当額及び被害割合については、国税庁のホームページをご参照下さい。

2. 確定申告に必要な書類

- ① 被害を受けた住宅の取得年月、床面積及び自家用車の取得年月などが分かるもの（売買契約書などでその取得価額の分かるもの及び修繕費などの災害に関連した支出の領収書が残っていれば併せてご用意ください。）
- ② り災（被災）証明書の写し（り災（被災）証明書の発行を受けられない方は、被害状況の分かるもの）
- ③ 源泉徴収票（給与所得者の方）などの確定申告関係の書類
- ④ 振込先金融機関の口座番号（申告する方の名義の口座に限りません。）の分かるものと印鑑